

# 入会金・会費規程

一般社団法人日本自動車購入協会

平成 26 年 5 月 8 日施行

平成 30 年 10 月 30 日改訂

平成 26 年 5 月 8 日施行  
平成 30 年 10 月 30 日改訂

## 入会金・会費規程

### 第 1 条（総則）

本規定は、一般社団法人日本自動車購入協会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第 7 条の規定により、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 本規定の変更は、理事会の決議を経なければならない。ただし、第 3 条及び第 5 条に定める金額の変更は、定款第 14 条（1）のとおり理事会の審議を経たのち、総会の決議を経なければならない。

### 第 2 条（対象）

本規定は、定款第 5 条の普通会員・特別会員（以下「会員」という。）を対象とする。

### 第 3 条（入会金の額）

別に定める入会金額表によるものとする。

2. 入会金の分納は、これを認めないものとする。

### 第 4 条（入会金の納入通知、納入要領）

本会は、会員の入会が理事会の決議を得たときには、その年月日、納入すべき入会金の額、納入期限その他入会金の納入に関して必要な事項を相手方に速やかに通知しなければならない。

2. 前項の通知を受けたものは、速やかに入会金を全納しなければならない。

### 第 5 条（会費の額）

別途定める会費金額表によるものとする。

2. 会費の額については、事業年度ごとに毎年見直しを検討するものとする。

### 第 6 条（会費の納入要領）

会員は、会費を毎月、遅滞なく納入するものとし、当該事業年度中（毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間）に完納しなければならない。

2. 期の途中で入会したときの会費は、その年額は入会の属する翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とし、入会後の翌月から納入することとする。

3. 会員が、定款第 8 条の規定により、退会をしようとするときは、納入すべき会費が未納の場合はこれを完納しなければならない。

#### 第 7 条（払込み方法）

入会金及び会費は、本会の指定する金融機関に払込むものとする。  
ただし、本会の事務局に持参することを防げないものとする。

#### 第 8 条（入会金、会費の返還）

本会は、定款第 11 条の規定により既納の入会金及び会費は過誤納の場合を除きこれを返還しないものとする。